

基安化発0217第1号

平成26年2月17日

化成品工業協会会長殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

( 契 印 省 略 )

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の製造・輸入届出手続きの一部変更について

労働安全衛生行政の推進について日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月28日付け「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化についてにより、平成25年4月1日以降に届出のあった新規化学物質につきましては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の3第3項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条第4項に基づく届出済み新規化学物質の名称の公示は共通化した命名法により命名することとしております。

つきましては、今後の両法における命名作業を円滑に進められるよう、平成23年12月28日付け基安化発1228第3号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続きの一部変更について」で示した新規化学物質の情報の様式の一部を別紙のとおり変更し、安衛法に基づく届出を行う際に、すでに化審法の届出を行っている場合等には、その旨を記載する欄を追加しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、変更後の様式については、厚生労働省ホームページの「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」（次のURL参照）を改訂して掲載する予定であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei06/index.html>）

基安化発0217第1号  
平成26年2月17日

一般社団法人日本化学品輸出入協会会長殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(契印省略)

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の製造・輸入届出手続きの一部変更について

労働安全衛生行政の推進について日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月28日付け「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化についてにより、平成25年4月1日以降に届出のあった新規化学物質につきましては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の3第3項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条第4項に基づく届出済み新規化学物質の名称の公示は共通化した命名法により命名することとしております。

つきましては、今後の両法における命名作業を円滑に進められるよう、平成23年12月28日付け基安化発1228第3号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続きの一部変更について」で示した新規化学物質の情報の様式の一部を別紙のとおり変更し、安衛法に基づく届出を行う際に、すでに化審法の届出を行っている場合等には、その旨を記載する欄を追加しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、変更後の様式については、厚生労働省ホームページの「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」（次のURL参照）を改訂して掲載する予定であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki.jun/anzeneisei06/index.html>）

基安化発0217第1号

平成26年2月17日

一般社団法人日本化学工業協会会長殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

( 契 印 省 略 )

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の製造・輸入届出手続きの一部変更について

労働安全衛生行政の推進について日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月28日付け「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化についてにより、平成25年4月1日以降に届出のあった新規化学物質につきましては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の3第3項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条第4項に基づく届出済み新規化学物質の名称の公示は共通化した命名法により命名することとしております。

つきましては、今後の両法における命名作業を円滑に進められるよう、平成23年12月28日付け基安化発1228第3号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続きの一部変更について」で示した新規化学物質の情報の様式の一部を別紙のとおり変更し、安衛法に基づく届出を行う際に、すでに化審法の届出を行っている場合等には、その旨を記載する欄を追加しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、変更後の様式については、厚生労働省ホームページの「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」（次のURL参照）を改訂して掲載する予定であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei06/index.html>）

基安化発0217第1号

平成26年2月17日

日本製薬団体連合会会長殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

( 契 印 省 略 )

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の製造・輸入届出手続きの一部変更について

労働安全衛生行政の推進について日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月28日付け「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化についてにより、平成25年4月1日以降に届出のあった新規化学物質につきましては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の3第3項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条第4項に基づく届出済み新規化学物質の名称の公示は共通化した命名法により命名することとしております。

つきましては、今後の両法における命名作業を円滑に進められるよう、平成23年12月28日付け基安化発1228第3号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続きの一部変更について」で示した新規化学物質の情報の様式の一部を別紙のとおり変更し、安衛法に基づく届出を行う際に、すでに化審法の届出を行っている場合等には、その旨を記載する欄を追加しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、変更後の様式については、厚生労働省ホームページの「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」（次のURL参照）を改訂して掲載する予定であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei06/index.html>）

基安化発0217第1号

平成26年2月17日

農薬工業会会長殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

( 契 印 省 略 )

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の製造・輸入届出手続きの一部変更について

労働安全衛生行政の推進について日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月28日付け「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化について」により、平成25年4月1日以降に届出のあった新規化学物質につきましては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の3第3項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第4条第4項に基づく届出済み新規化学物質の名称の公示は共通化した命名法により命名することとしております。

つきましては、今後の両法における命名作業を円滑に進められるよう、平成23年12月28日付け基安化発1228第3号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続きの一部変更について」で示した新規化学物質の情報の様式の一部を別紙のとおり変更し、安衛法に基づく届出を行う際に、すでに化審法の届出を行っている場合等には、その旨を記載する欄を追加しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、変更後の様式については、厚生労働省ホームページの「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」（次のURL参照）を改訂して掲載する予定であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei06/index.html>）

## 新規化学物質の情報

メール送信時 必須	1	受付番号	
メール送信時 必須	2	受理日	
メール送信時 必須	3	收受番号	第 号
必須	4	会社名	
必須	5	事業場名	
必須	6	事業場所在地	〒
必須	7	事業場都道府県 (プルダウンメニューから選択)	
必須	8	新規化学物質の名称(全角)	
必須	9	製造・輸入の別 (プルダウンメニューから選択)	
必須	10	用途	
必須	11	用途コード (プルダウンメニューから選択)	
	12	分類コード番号	
必須	13	CAS番号 (ない場合は「なし」と入力)	
※	14	重複情報	
※	15	特許出願日・出願番号	
必須	16	試験結果(陰性・陽性) (プルダウンメニューから選択)	
必須	17	試験機関名	
必須	18	担当者会社名・部署名	
必須	19	担当者所在地	〒
必須	20	担当者氏名1	
	21	担当者氏名2	
必須	22	担当者メールアドレス1	
	23	担当者メールアドレス2	
必須	24	担当者電話番号	
必須	25	担当者FAX番号	
必須	26	化審法届出対象 (プルダウンメニューから選択)	
	27	化審法処理番号	
	28	備考	